

教育研究評議会議事録（第79回）

日 時：平成22年11月29日（月）10時30分～12時03分

場 所：事務局第一会議室

出席者：藤井、玉、大塚、岩淵、倉田、菅原、西崎、長澤（由）、高畑、堺、平、堀毛、宇佐美、遠藤、新妻、西谷、古賀、長澤（孝）、山本

欠席者：牧、井上、長野、藤代、八代

配付資料

- 1 平成22年度人事院勧告への本学の対応について（案）
（国立大学法人岩手大学役員報酬規則の一部を改正する規則（案））
（国立大学法人岩手大学職員給与規則の一部を改正する規則（案））
（国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則（案））
（国立大学法人岩手大学特命教員就業規則の一部を改正する規則（案））

席上配付

- ・意見書提出に関する要望書（2010年11月26日職員代表発第8号表現訂正版）
- ・要望書に対する回答について（平成22年11月29日付け）

議 題

1. 平成22年度人事院勧告への本学の対応について（案）

学長から、平成22年度人事院勧告への本学の対応について諮りたい旨が述べられた。次いで、総務企画部長から、資料1-1に基づき、国立大学法人岩手大学職員給与規則等の一部を改正する規則（案）の概要説明があり、引き続き総務広報課長から、資料1-2～1-5に基づき各改正規則（案）の説明があった。

これを受けて、委員からは、①人事院勧告との相違点、②他大学の情報、③職員代表や教職員組合との協議状況、④代償措置について質問が出された。これに対し、学長からは次のような説明があった。

①人事院勧告との主な相違点は施行日であり、勧告では俸給月額を引き下げが平成22年4月1日の遡及適用となることに対し、本学の改正は平成23年1月1日施行であること、また、役員も職員と同様の改正を行うことが異なる点である。

②東北地区の一部の大学では、人事院勧告と同様に平成22年4月1日に遡

及適用とする大学もあるようである。東北地区以外の大学の情報収集は、個別照会ということもあり困難である。

③職員代表への説明や、教職員組合との協議を重ねている。職員代表者からの意見書提出に向けて説明の努力は惜しまないところであり、意見書の提出を待つて就業規則の改正を労基署へ届け出ることとしたい。また、教職員組合とも合意形成が図れるよう努めているところである。

④教員については研究促進のための経費として、職員についてはスキルアップのための経費となるよう検討を進めているところである。

さらに、委員から、就業規則改正に係る本会議の位置づけについて質問が出された。学長からは、従来から本会議の議を経て、経営協議会（国立大学法人岩手大学経営協議会規則第2条第3項に該当する場合）に諮り、役員会で決定しているところではあるが、本日の意見を踏まえて、明日の経営協議会、役員会に諮ることをお認め願いたい旨が述べられ、了承された。

2. その他 なし